

道路整備のための財源確保に関する意見書

豊田市は、平成17年4月の合併により、人口約42万人、面積918平方キロメートル、森林の面積は市域の68%となり、わが国屈指の産業都市でありながら豊かな自然に恵まれた広大な都市となった。

このような本市においては、東名高速道路のほか伊勢湾岸自動車道、東海環状自動車道が開通したが、一般国道を始めとする幹線道路の整備率は57%と低い。また、産業拠点の拡大や住宅開発など新たな市街地誘導を図るとともに都市部と農山村部の交流拡大や中心市街地の活性化、市民の安全・安心の確保など、地域課題が山積している。

これらの課題に適切に対処し、今後も活力ある都市として発展をしていくためには、既存高速道路ネットワークの有効活用、都市の骨格を形成する環状道路や放射道路の整備、広大な市域の一体化を支える道路の整備など、今後も従来にも増して、なおいっそう道路整備を進めていく必要がある。

しかしながら、6月27日に閣議決定された『骨太の方針2008』では、「道路特定財源制度は平成20年の税制抜本改革時に廃止し平成21年度から一般財源化し、生活者の目線でその使い方を見直す」とされ、これにより必要な道路整備財源が確保されなくなれば、市民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼすこと必定である。

このため、以下の事項について強く要望する。

記

1 道路整備に必要な財源の確保

道路特定財源の見直しにあたっては、地方における切実なニーズを十分に踏まえ、地方が真に必要とする国道、県道、市道のいずれもが着実に整備されるよう、仕組みや財源を確保すること。

地方道路整備臨時交付金制度については、地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、これを継続すること。

既存の高速道路ネットワークの効率的活用、機能強化の観点から、高速道路料金の引き下げやスマート・インターチェンジ等の整備を図るための財源と制度的措置を講ずること。

2 地方の実情を踏まえた中期計画の策定

新たな道路の中期計画の策定にあたっては、立ち遅れている地方の道路整備の実情を踏まえ、地方が真に必要としている道路整備が計画的に実施できるよう、地方の意向を最大限反映すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 9月29日
豊田市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 様